

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱（案）

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">○<u>多機関協働推進委員会設置要綱</u></p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため、多機関協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価に関すること。</u></li> <li>(2) <u>相談支援、参加支援や地域づくりを意識した多機関が協働する体制の整備に関すること。</u></li> <li>(3) <u>前項の課題解決に向けた具体的な活動の推進に関すること。</u></li> </ol> | <p style="text-align: center;">○<u>芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱</u></p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。</u></li> <li>(2) <u>生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。</u></li> <li>(3) <u>生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関</u></li> </ol> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関する<u>こと</u>。<br/>(組織)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者<br/>(2) 司法関係者<br/>(3) 保健、医療関係者<br/>(4) 商工、労働機関関係者<br/>(5) 権利擁護支援センター関係者<br/>(6) 地域包括支援センター関係者<br/>(7) 障がい者基幹相談支援センター関係者<br/>(8) 若者相談関係者<br/>(9) 福祉団体関係者<br/>(10) <u>児童福祉関係者</u><br/>(11) <u>教育委員会関係者</u><br/>(12) <u>市民参画活動支援団体関係者</u><br/>(13) <u>行政関係者</u><br/>(14) <u>その他市長が必要と認めた者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> | <p><u>すること</u>。</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関する<u>こと</u>。<br/>(組織)</p> <p>第3条 <u>協議会</u>は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者<br/>(2) 司法関係者<br/>(3) 保健、医療関係者<br/>(4) 商工、労働機関関係者<br/>(5) 権利擁護支援センター関係者<br/>(6) 地域包括支援センター関係者<br/>(7) 障がい者基幹相談支援センター関係者<br/>(8) 若者相談関係者<br/>(9) 福祉団体関係者<br/>(10) 行政関係者<br/>(11) その他市長が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置く。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、委員の互選により定める。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、会務を総理し、<u>委員会</u>を代表する。</p> <p>4 <u>副委員長</u>は、委員のうちから<u>委員長</u>が指名する。</p> <p>5 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故があるとき、又は<u>委員長</u>が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、<u>委員長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 <u>委員会</u>は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の部会員は、<u>委員長</u>が指名する</p> <p>3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。</p> <p>4 部会長は、<u>委員長</u>が指名する。</p> <p>5 部会長は、専門部会を主宰する。</p> <p>6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。</p> <p>7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> | <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 <u>協議会</u>に<u>会長</u>及び<u>副会長</u>を置く。</p> <p>2 <u>会長</u>は、委員の互選により定める。</p> <p>3 <u>会長</u>は、会務を総理し、<u>協議会</u>を代表する。</p> <p>4 <u>副会長</u>は、委員のうちから<u>会長</u>が指名する。</p> <p>5 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故があるとき、又は<u>会長</u>が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>協議会</u>は、<u>会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>協議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 <u>会長</u>は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 <u>協議会</u>は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の部会員は、<u>会長</u>が指名する</p> <p>3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。</p> <p>4 部会長は、<u>会長</u>が指名する。</p> <p>5 部会長は、専門部会を主宰する。</p> <p>6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。</p> <p>7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> |

生活困窮者自立支援推進協議会は  
専門部会に継承します。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。</p> <p>9 専門部会は、<u>委員会</u>から付託された事項について協議し、その結果を<u>委員会</u>に報告する。</p> <p><u>(プロジェクトチーム)</u></p> <p><u>第8条 委員会は、多機関協働の推進を図る上で必要と認めるときは、プロジェクトチームを組織することができる。</u></p> <p><u>2 プロジェクトチームにはリーダーを設置し、リーダーは、委員長が委員の中から指名し、当該指名された委員は、その実務に従事する。</u></p> <p><u>3 プロジェクトチームの構成員については、前項で指名を受けたリーダーが選出することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定に関わらず、市長は委員長の意見を聴き、委員以外の者をプロジェクトチームの構成員に選出することができるものとする。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 <u>委員会</u>の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が<u>委員会</u>に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> | <p>8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。</p> <p>9 専門部会は、<u>協議会</u>から付託された事項について協議し、その結果を<u>協議会</u>に報告する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 <u>協議会</u>の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>会長</u>が<u>協議会</u>に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。</p> | <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。</p> |

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。